

議案第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令和 3 年 (2021 年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 3 年 2 月 1 2 日付け令 2 財 政 第 1 3 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令 2 財 政 第 1 3 1 号  
令和 3 年(2021年) 2 月 1 2 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

## 議案第3号参考資料

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

平成26年4月1日から実施している知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例措置を、令和3年度においても継続して実施するもの。

#### 2 改正の内容

平成26年4月1日から令和3年3月31日までとしている実施期間を1年間延長する。

#### 3 施行期日

公布の日

(参考)

対象職員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	給料月額の5%

議案第 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

山口県知事 村岡 政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正

改正案

### ○知事等の給与の特例に関する 条例

(平成二十六年三月二十五日  
山口県条例第一号)

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(削除)

現行

### ○知事等の給与の特例に関する 条例

(平成二十六年三月二十五日  
山口県条例第一号)

(知事等の給料の特例)

第一条 知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から令和三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(知事の期末手当の特例)

第二条 知事の令和二年六月の期末手当は、知事等の給与及び旅費に関する条例第九条の規定にかかわらず、支給しない。

議案第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令 和 3 年 (2021年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和3年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和3年2月12日付け令2財第131号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和3年度山口県一般会計予算
- 2 令和2年度山口県一般会計補正予算 (第7号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について



令 2 財 政 第 1 3 1 号  
令和 3 年(2021年) 2 月 1 2 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

## 議案第4号参考資料

### 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

行政手続における押印等の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の概要

職員のサービスの宣誓にあたり、宣誓書への押印及び対面による宣誓を不要とするもの。

#### 3 施行期日

公布の日

案の一

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の宣誓に関する条例（昭和二十六年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

別記様式第一中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

別記様式第二中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

案の二

議案第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(以下、案の一に同じ)

山口県知事 村岡 嗣 政

案の三

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年 月 日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(以下、案の一に同じ)

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>○職員の服務の宣誓に関する条例</p> <p>例</p> <p>(昭和二十六年二月二日 山口県条例第三号)</p> <p>第一条(略)</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、別記第一号様式(地方警察職員については別記第二号様式)による宣誓書を任命権者に提出してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第三条(略)</p>	<p>○職員の服務の宣誓に関する条例</p> <p>例</p> <p>(昭和二十六年二月二日 山口県条例第三号)</p> <p>第一条(略)</p> <p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記第一号様式(地方警察職員については別記第二号様式)による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第三条(略)</p>

改正案	現行
<p>別記様式第一 宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名</p> <p>別記様式第二 宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公正中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名</p>	<p>別記様式第一 宣誓書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、且つ、能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名印</p> <p>別記様式第二 宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公正中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年月日</p> <p>氏名印</p>

議案第5号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例についての意見の  
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司



令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令和 3 年(2021年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 3 年 2 月 1 2 日付け令 2 財 政 第 1 3 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第5号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	2,097	2,057	△ 40	収容定員の減等 △ 40人
	校長及び教員以外の職員	468	463	△ 5	収容定員の減等 △ 5人
	計	2,565	2,520	△ 45	
中等教育学校	校長及び教員	58	57	△ 1	収容定員の減 △ 1人
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	65	64	△ 1	
特別支援学校	校長及び教員	1,239	1,221	△ 18	学級減 △ 18人
	校長及び教員以外の職員	159	159	0	
	計	1,398	1,380	△ 18	
中学校	校長及び教員	2,945	2,915	△ 30	学級減等 △ 36人 定数改善 6人
	校長及び教員以外の職員	158	163	5	定数改善等 5人
	計	3,103	3,078	△ 25	
小学校	校長及び教員	5,074	5,037	△ 37	学級減等 △ 44人 定数改善 7人
	校長及び教員以外の職員	342	331	△ 11	学級減等 △ 11人
	計	5,416	5,368	△ 48	
合計	校長及び教員	11,413	11,287	△ 126	
	校長及び教員以外の職員	1,134	1,123	△ 11	
	計	12,547	12,410	△ 137	

3 施行期日

令和3年 4月 1日

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、〇九七人」を「二、〇五七人」に、「四六八人」を「四六三人」に、「三、五六五人」を「二、五二〇人」に改め、同条第二号中「五八人」を「五七人」に、「六五人」を「六四人」に改め、同条第三号中「一、二三九人」を「一、二二一人」に、「一、三九八人」を「一、三八〇人」に改め、同条第四号中「二、九四五人」を「二、九一五人」に、「二五八人」を「一六三人」に、「三、一〇三人」を「三、〇七八人」に改め、同条第五号中「五、〇七四人」を「五、〇三七人」に、「三四二人」を「三三一人」に、「五、四一六人」を「五、三六八人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

改正案

現行

### ○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日  
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

第二条 (職員の定数)  
職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校  
校長及び教員 一、〇五七人  
校長及び教員以外の職員 四六三人  
計 二、五二〇人

二 中等教育学校  
校長及び教員 五七人  
校長及び教員以外の職員 七人  
計 六四人

三 特別支援学校  
校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)  
校長及び教員以外の職員 一、二二一人  
計 一、五九人

四 中学校  
校長及び教員 二、九一五人  
校長及び教員以外の職員 一六三人  
計 三、〇七八人

五 小学校  
校長及び教員 五、〇三七人  
校長及び教員以外の職員 三三一人  
計 五、三六八人

第三条 (略)

### ○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日  
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

第二条 (職員の定数)  
職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校  
校長及び教員 二、〇九七人  
校長及び教員以外の職員 四六八人  
計 二、五六五人

二 中等教育学校  
校長及び教員 五八人  
校長及び教員以外の職員 七人  
計 六五人

三 特別支援学校  
校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)  
校長及び教員以外の職員 一、二三九人  
計 一、五九八人

四 中学校  
校長及び教員 二、九四五人  
校長及び教員以外の職員 一五八人  
計 三、一〇三人

五 小学校  
校長及び教員 五、〇七四人  
校長及び教員以外の職員 三三四人  
計 五、四一八人

第三条 (略)

議案第6号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令和 3 年 (2021年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 3 年 2 月 1 2 日付け令 2 財政第 1 3 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 3 年 (2021年) 2 月 1 2 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について



## 議案第6号参考資料

### 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布を受け、教育職員について、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とした1年単位の変形労働時間制が導入できるよう、所要の規定を整備するもの

#### 2 改正の内容

- (1) 教育職員について、長期休業期間等に勤務時間が割り振られない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間あたりの勤務時間が38時間45分となるよう、週休日及び勤務時間を割り振ることができるようにするための所要の改正を行う。
- (2) 県費負担教職員について、所要の読替規定を設ける。

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第三号中「第七項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「第三条第七項」の下に「第三条の二第一項」を加える。

命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に対して当該時間において勤務を命ずる場合は、第八条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合において、当該時間における勤務は、同条第一項に規定する時間外勤務とみなす。

第七条第一項中「まで」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第八条第一項中「教育職員」の下に「（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）以下「給与条例」という。）第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。次項において同じ。」を加える。

第十条中「第八項」の下に「第三条の二第一項」を加える。

第二十条中「まで」の下に「第三条の二（第三項を除く。）、第三条の三第一項」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第八項」の下に「並びに第三条の二第一項」を加える。

第十七条の三第一項中「第八項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加える。

間における勤務日の数及び総勤務時間)

4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定による区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第三条の三 教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について特別措置法第七条第一項に規定する指針に定める当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合であつて、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以後において四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間を超える期間があるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務することを要しない時間を指定するものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを

会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、次項第二号の対象期間として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（前条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間をいう。次項及び次条において同じ。）となるように勤務時間を割り振るものとする。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条において同じ。）

三 対象期間の起算日

四 対象期間を定めることができる期間の範囲

五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条及び」を「第四十二条、」に、「第六条」を「第五条の規定により読み替えて適用される法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項及び第二項並びに特別措置法第六条」に改める。

第二条第二項中「（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。）第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。）」を削る。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（勤務時間）」を付し、同条第八項中「又は前項」を「若しくは前項又は次条第一項」に改め、「前二項」の下に「又は次条第一項」を加え、同条第九項中「。」の下に「又は次条第一項」を加える。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 教育委員会は、校務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある教育職員については、

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、

冬季、学年末等における休業日等の期間（第三項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、前条（第四項及び第九項を除く。）の規定にかかわらず、人事委員

○学校職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日  
山口県条例第三十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「特別措置法」という。)第五条の規定により読み替えて適用される法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用される労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二条の四第一項及び第二項並びに特別措置法第六条の規定に基づき、学校職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 (略)

2 この条例において「教育職員」とは、学校職員のうち特別措置法第二条第二項に規定する教育職員に該当する者をいう。

○学校職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日  
山口県条例第三十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「特別措置法」という。)第六条の規定に基づき、学校職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 (略)

2 この条例において「教育職員」とは、学校職員のうち特別措置法第二条第二項に規定する教育職員に該当する者(一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。)第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。)をいう。

(勤務時間)

第三条 (略)

257 (略)

8 教育委員会は、学校職員に第五項若しくは前項又は次条第一項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項又は次条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち人事委員会規則で定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

9 前各項(第五項を除く。)又は次条第一項の規定による勤務時間を正規の勤務時間という。

(勤務時間)

第三条 (略)

257 (略)

8 教育委員会は、学校職員に第五項又は前項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち人事委員会規則で定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

9 前各項(第五項を除く。)の規定による勤務時間を正規の勤務時間という。



第三条の二 教育委員会は、校務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある教育職員については、学校教育

(追加)

法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間(第三項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、前条(第四項及び第九項を除く。)の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、次項第二号の対象期間として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間(前条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間をいう。次項及び次条において同じ。)となるように勤務時間を割り振るものとする。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

二 対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条において同じ。)

三 対象期間の起算日

四 対象期間を定めることができる期間の範囲

五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間

（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定による区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

(勤務することを要しない時間の指定)

第三条の三 教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について特別措置法第七条第一項に規定する指針に定める当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合であつて、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以後において四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間を超える期間があるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務することを要しない時間を指定するものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に対して当該時間において勤務を命ずる場合は、第八条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合において、当該時間における勤務は、同条第一項に規定する時間外勤務とみなす。

(追加)

第四条（第六条）（略）

（休日の代休日）

第七条 教育委員会は、学校職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（次項を除き、以下「休日」と総称する。）である勤務日等（第三条第六項から第八項まで又は第三条の二第一項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2（略）

第七条の二（略）

（教育職員の時間外勤務）

第八条 教育職員（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。）

第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、前条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務並びに休日及び代休日（代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。）における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務」という。）は、命じないものとする。

2（略）

第四条（第六条）（略）

（休日の代休日）

第七条 教育委員会は、学校職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（次項を除き、以下「休日」と総称する。）である勤務日等（第三条第六項から第八項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2（略）

第七条の二（略）

（教育職員の時間外勤務）

第八条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、前条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務並びに休日及び代休日（代休日指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。）における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務」という。）は、命じないものとする。

2（略）

改正案

第八条の二、第九条 (略)

(船員法の規定の適用を受ける学校職員に関する特例)

第十条 船員法の規定の適用を受ける学校職員の週休日、勤務時間間の割振り、休憩時間並びに休日及び代休日については、第三条第五項、第七項及び第八項、第三条の二第一項、第四条、第六条並びに第七条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を受けて、教育委員会が別に定める。

第十一条、第十九条 (略)

(市町立学校職員に関する読替え)

第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第三条の二(第三項を除く)、第三条の二第一項、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第二十一条 (略)

現行

第八条の二、第九条 (略)

(船員法の規定の適用を受ける学校職員に関する特例)

第十条 船員法の規定の適用を受ける学校職員の週休日、勤務時間の割振り、休憩時間並びに休日及び代休日については、第三条第五項、第七項及び第八項、第四条、第六条並びに第七条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を受けて、教育委員会が別に定める。

第十一条、第十九条 (略)

(市町立学校職員に関する読替え)

第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の二、第九条、第十条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第二十一条 (略)

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）

第一条（第八條）（略）

第九条 新たに学校職員となつた者には、その日から給料を支給

し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 学校職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 学校職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により、給料を支給する場合であつ

て、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額が、その給与期間の現日数から勤務時間条例第三条第五項、第七項及び第八項並びに第三条の二第一項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第九条の二（第十七條の二）（略）

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日山口県条例第六号）

第一条（第八條）（略）

第九条 新たに学校職員となつた者には、その日から給料を支給

し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 学校職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 学校職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により、給料を支給する場合であつ

て、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第三条第五項、第七項及び第八項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第九条の二（第十七條の二）（略）

（管理職員特別勤務手当）

第十七条の三 第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある学校職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第五項、第七項若しくは第八項若しくは第三条の二第一項の規定に基づく週休日又は第十七条第一号若しくは第二号に掲げる日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該学校職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 (略)

4 (略)

第十八条〜第二十四条 (略)

（管理職員特別勤務手当）

第十七条の三 第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある学校職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第五項、第七項若しくは第八項の規定に基づく週休日又は第十七条第一号若しくは第二号に掲げる日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該学校職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 (略)

4 (略)

第十八条〜第二十四条 (略)

○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

（昭和三十七年三月二十七日山口県条例第一号）

第一条（第三十四条）（略）

（教員特殊業務手当）

第三十五条 教員特殊業務手当は、義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）第二条に規定する義務教育諸学校等の教育職員で職務の等級が学校職員給与条例別表第三の教育職給料表の一級又は二級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

一（略）

二（略）

三 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第五項

○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

（昭和三十七年三月二十七日山口県条例第一号）

第一条（第三十四条）（略）

（教員特殊業務手当）

第三十五条 教員特殊業務手当は、義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）第二条に規定する義務教育諸学校等の教育職員で職務の等級が学校職員給与条例別表第三の教育職給料表の一級又は二級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

一（略）

二（略）

三 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第五項



改正案

現行

若しくは第七項若しくは第三条の二第一項に規定する週休日、  
 学校職員給与条例第十七条第一号若しくは第二号に掲げる日  
 若しくは同条後段の人事委員会規則で定める日（以下「週休  
 日等」という。）に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程とし  
 てのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒  
 に対する指導業務で週休日等又は学校職員勤務時間条例第三条  
 第八項の人事委員会規則で定める時間のみが割り振られている  
 日に行うもの

五（略）

2（略）

第三十六条〜第四十一条（略）

若しくは第七項に規定する週休日、学校職員給与条例第十七条  
 第一号若しくは第二号に掲げる日若しくは同条後段の人事委員  
 会規則で定める日（以下「週休日等」という。）に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程とし  
 てのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒  
 に対する指導業務で週休日等又は学校職員勤務時間条例第三条  
 第八項の人事委員会規則で定める時間のみが割り振られている  
 日に行うもの

五（略）

2（略）

第三十六条〜第四十一条（略）

改正案

現行

○職員の育児休業等に関する条例

例

〔平成四年三月二十一日  
山口県条例第一号〕

第一条〜第十一条 (略)

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 (略)

二 勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第七項、第

三条の二第二項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員

(ハに掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限る。)

次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えないものに限る。)

イ〜ハ (略)

第十三条〜第三十二条 (略)

○職員の育児休業等に関する条例

例

〔平成四年三月二十一日  
山口県条例第一号〕

第一条〜第十一条 (略)

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 (略)

二 勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下

「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第七項若しくは第

十条の規定の適用を受ける職員(ハに掲げる勤務の形態は船舶に乗り組む職員に限る。)

次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えないものに限る。)

イ〜ハ (略)

第十三条〜第三十二条 (略)

議案第7号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての意見の申  
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令和 3 年 (2021年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 3 年 2 月 1 2 日付け令 2 財 政 第 1 3 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 3 年(2021年) 2 月 1 2 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

## 議案第7号参考資料

### 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

- (1) 県央部多部制定時制・通信制高校の整備に伴い、新高校を設置するため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。
- (2) 平成31年4月に山口農業高校西市分校を開校し、西市高校の生徒募集を停止したことに伴い、令和2年度末をもって西市高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

#### 2 改正の内容

- (1) 県央部多部制定時制・通信制高校の設置に係る改正

##### ○ 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立山口松風館高等学校	山 口 市

##### ○ 概要

新高校では、多部制定時制と通信制の仕組みを生かし、「多様な学びのニーズに応える柔軟な教育システムをもつ新たなタイプの高校」をコンセプトとした学校づくりをめざす。

新高校の開校は令和4年4月を予定しており、今後、入学者選抜をはじめ、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、本年11月1日に設置するものである。

なお、新高校は、県内初の3部制定時制課程及び通信制課程を併置した独立校となることから、中学生への十分な周知期間や周到な準備が必要であり、令和3年度当初から生徒募集や施設・設備の整備等の業務を新しい校名で行えるよう、2月議会に提出する。

設 置 予 定 学 科	
定 時 制 課 程	通 信 制 課 程
普 通 科	普 通 科

- (2) 西市高校の廃止に係る改正

別表山口県立西市高等学校の項を削る。

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

ただし、県央部多部制定時制・通信制高校設置に係る改正規定は、令和3年11月1日から施行する。

#### 【参考】西市高校の沿革

昭和20年	山口県立西市農林学校開校
昭和23年	山口県立西市農業高等学校と改称
昭和24年	山口県立田部女子高等学校と統合し、山口県立豊浦東高等学校と改称
昭和27年	山口県立豊浦東高等学校を分離し、山口県立西市高等学校と改称
平成31年	山口県立山口農業高等学校西市分校開校
令和3年	山口県立西市高等学校を廃止

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立山口中央高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立山口松風館高等学校	山 口 市
---------------	-------

別表山口県立西市高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表山口県立山口中央高等学校の項の次に次のように加える改正規定は、同年十一月一日から施行する。

新旧対照表

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）

改正案

現行

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十一号〕

第一条・第二条（略）

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校

山口県立山口高等学校

山口県立山口中央高等学校	山口市
山口県立山口松風館高等学校	山口市
山口県立西京高等学校	山口市

（略）山口県立山口農業高等学校

山口県立美祢青嶺高等学校

山口県立田部高等学校	下関市
山口県立豊浦高等学校	下関市

（略）山口県立長府高等学校

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十一号〕

第一条・第二条（略）

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校

山口県立山口高等学校

山口県立山口中央高等学校	山口市
山口県立西京高等学校	山口市

（略）山口県立山口農業高等学校

山口県立美祢青嶺高等学校

山口県立田部高等学校	下関市
山口県立西市高等学校	下関市
山口県立豊浦高等学校	下関市

（略）山口県立長府高等学校



議案第8号

物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令 和 3 年 (2021年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和3年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和3年2月12日付け令2財政第131号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和3年度山口県一般会計予算
- 2 令和2年度山口県一般会計補正予算 (第7号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 3 年(2021年) 2 月 1 2 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

## 議案第8号参考資料

### 物品の買入れについて

#### 1 物品の概要

##### (1) 名称

県立学校ネットワーク用端末機器 2, 200台

##### (2) 機器構成

ノートパソコン 2, 200台

##### (3) 主な仕様

CPU Intel Core i5同等以上

メモリ 8GB以上

ストレージ 128GB以上

##### (4) ソフトウェア

オペレーティングシステム(OS)、文書作成ソフト、表計算ソフト、インターネットブラウザ、PDF閲覧ソフト、動画再生ソフト等

##### (5) 予定価格

220,462,000円

#### 2 整備場所

県立学校ネットワーク用端末機器 71校

周防大島高校、岩国高校、岩国高校坂上分校、岩国高校広瀬分校、岩国総合高校、岩国商業高校、岩国商業高校東分校、岩国工業高校、高森高校、柳井高校、柳井商工高校、熊毛南高校、田布施農工高校、光高校(R2新設)、光高校、光丘高校、熊毛北高校、下松高校、華陵高校、下松工業高校、徳山高校、徳山高校徳山北分校、徳山高校鹿野分校、徳山商工高校、新南陽高校、南陽工業高校、防府高校、防府高校佐波分校、防府西高校、防府商工高校、山口高校、山口高校徳佐分校、山口中央高校、西京高校、山口農業高校、宇部高校、宇部中央高校、宇部西高校、宇部商業高校、宇部工業高校、小野田高校、小野田工業高校、厚狭高校、美祢青嶺高校、田部高校、豊浦高校、長府高校、下関西高校、下関南高校、下関工科高校、下関北高校、下関双葉高校、山口農業高校西市分校、大津緑洋高校、萩高校、萩高校奈古分校、萩商工高校、下関中等教育学校、岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、山口総合支援学校、山口総合支援学校みほり分校、宇部総合支援学校、下関南総合支援学校、下関総合支援学校、豊浦総合支援学校、萩総合支援学校

#### 3 契約の方法

令和3年1月7日一般競争入札を行った結果、金148,423,550円(消費税及び地方消費税含む)をもって落札されたため、買入契約を行うもの。

#### 4 売払人の状況

##### (1) 売 払 人

株式会社大塚商会 広島支店  
支店長 奥村和浩

##### (2) 事務所の所在地

広島県広島市中区中町8番12号

#### 5 納 期 限

令和3年6月30日

#### 6 入札参加業者及び入札金額

株式会社大塚商会	134,930,500円
山口視聴覚機器株式会社	141,550,000円
西日本電信電話株式会社	149,700,000円
中国芝浦電子株式会社	157,520,000円

議案第9号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出  
について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 1 3 1 0 号

令 和 3 年 (2021年) 2 月 1 5 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和3年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和3年2月12日付け令2財政第131号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和3年度山口県一般会計予算
- 2 令和2年度山口県一般会計補正予算 (第7号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 3 年(2021年) 2 月 1 2 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 3 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 8 物品の買入れについて
- 9 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

## 議案第9号参考資料

### 損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申し出について

1 事故発生日時

令和2年8月19日（水） 午前8時43分頃

2 事故発生場所

萩市大字土原地内県道萩港線と市道古萩新川線との交差点

3 事故の相手方

萩市大字椿東3167番地34 寺尾 日向

4 事故概要

山口県立萩総合支援学校教諭が公用車を運転し、信号機のある交差点を左折する際に、横断歩道（自転車横断帯）を渡っていた相手（自転車乗車）と接触した。

5 過失割合

県側100%、相手側0%とする。

6 損害の程度

(1) 相手方

ア 人的損害 ～ 全身打撲

イ 物的損害 ～ 自転車のサドル、グリップ、クランク損傷

(2) 県側

ア 人的損害 ～ なし

イ 物的損害 ～ なし

7 損害賠償の額

金32,810円

内訳

物損賠償額

自転車修理費 11,000円

人損賠償額

治療費 13,120円

通院費 90円

慰謝料 8,600円



議案第10号

山口県文化財保護審議会に対する諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問する。

令和3年（2021年）2月18日

山口県教育委員会

(別紙)

令2教社文第1465号

令和3年2月18日

山口県文化財保護審議会会長 様

山口県教育委員会

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定有形文化財に指定することについて貴会の意見を問います。

記

有形文化財（書跡）：手鑑「仮御手鑑」  
付 仮御手鑑入記御根帳 一冊

## 手鑑「<sup>かりおてかがみ</sup>仮御手鑑」の概要

- 1 種 別  
有形文化財（書跡）
- 2 名 称  
手鑑「仮御手鑑」 付 仮御手鑑入記御根帳 一冊
- 3 員 数  
手鑑「仮御手鑑」 1帖  
仮御手鑑入記御根帳 1冊
- 4 寸 法  
手鑑「仮御手鑑」 縦44.0cm、横37.1cm、厚さ2.8cm  
仮御手鑑入記御根帳 縦15.6cm、横46.1cm、厚さ1.4cm
- 5 時 代  
手鑑「仮御手鑑」 安永2年（1773）  
仮御手鑑入記御根帳 安永2年（1773）

### 6 概 要

手鑑とは、筆跡鑑賞のために古人の筆跡（古筆）を蒐集したもので、手鑑「仮御手鑑」（以下「仮御手鑑」）は、長府藩（萩藩の支藩の1つ）で作られたものである。

「仮御手鑑入記御根帳」は、「仮御手鑑」に収められた古筆類の目録である。同帳の表紙に「安永二年 巳十二月」と記されていることから、「仮御手鑑」及び「仮御手鑑入記御根帳」の作成年代が明らかとなる。

「仮御手鑑」の内容は、短冊や切の古筆174点及び歌句が添えられたやまと絵の色紙12点の計186点であり、古筆の主なものは、中世から近世に活躍した文化人の歌句である。

箱書、包紙、本紙の状況は次のとおりである。

箱書 （付箋朱書）「第六号」

「仮御手鑑 一折」

包紙 （朱書）「ぬ」

「仮御手鑑 五番 岩本長右衛門・高橋□（兼カ）左衛門仕調」

（「五番」部分は朱書「一」（棒線）で抹消し、脇に朱書で「廿ウ」とある）

本紙 無地紺色 題箋なし

- 7 所在の場所  
山口市後河原150-1 山口県立山口図書館
- 8 所有者  
山口県(山口市滝町1番1号)
- 9 価値

「仮御手鑑」は、明治22年(1889)当時の長府毛利家が所蔵する道具類について記した「明治廿二年一月改正 毛利家什物書画目録 第六号長棹」(下関市歴史博物館蔵)に「仮御手鑑 一折箱入」と記載されていることから、長府毛利家の旧蔵であったことが知られる。桐製の木箱にも付箋で「第六号」と朱書きされており、「第六号長棹」に納められていたことを窺わせる。

「仮御手鑑」は、その名が記すとおり「仮」にまとめられたものであり、また「手鑑」の前に「御」を冠することから、高貴な身分の者、おそらくは長府藩主の命を受け、作られたものであったと考えられる。また、手鑑が藩主に披露された際には、藩主がそれに新たな名を付すはずであるが、「仮御手鑑」の名のまま、今日まで伝わっていることから、何らかの理由で披露できなかつたことと推測される。

「仮御手鑑」の包紙には、「岩本長右衛門・高橋口(兼カ)左衛門仕調」とあり、作成に携わった人物が判明する。岩本、高橋の両名は長府藩の分限帳に名が見えないため、その出自は判然としない。

「仮御手鑑」の成立過程を示すものとして、付指定の「仮御手鑑入記御根帳」が挙げられる。「仮御手鑑入記御根帳」は、「仮御手鑑」に所収された古筆類の目録であり、極札(鑑定書)の有無、極札が判じた古筆の筆者、「口ノ字」(古筆の書き出し、冒頭部分)について、それぞれに記す。また、同帳の表紙には、「安永二年 巳十二月」と記されており、「仮御手鑑」をまとめた後、その目録である同帳が安永2年(1773)12月に作成されたことが明らかとなる。「仮御手鑑」の作成も、同帳の作成時期とほぼ同時期であると考えられる。

「仮御手鑑」に所収の古筆類を料紙の形態で整理すると、短冊168点、切6点、色紙12点(歌句が添えられたやまと絵)の計186点である。これら短冊、切等には、金銀の箔を散りばめた打曇料紙や、金銀泥下絵料紙、雲母で光沢を付けた彩色料紙・蠟箋などが用いられ、全体に質がよく、贅を凝らしたものである。

これらのうち、朝廷の公文書管理をつかさどる任にありながら、当時山口下向中であった官務家小槻伊治の代筆した大内義隆短冊及びこれと同一の打曇料紙を使用した短冊44点には、義隆主催の和歌会において、義隆の家臣やその支配下にある神職者たちが詠んだ和歌が記されている。成立年次は不明であるが、一連の打曇料紙が用いられており、後世の写しではなく、義隆当時のものであり、大内氏の文芸活動を示す数少ない原資料として評価される。

また、短冊168点のうち、108点(大内氏関連の短冊45点を含む)は、古歌の

写しではなく、室町時代から江戸時代初期にかけての歌句であり、多くが「仮御手鑑」が初出と考えられる。その作者は、室町後期から近世初期の天皇・公卿・連歌師等で、こうした人々のオリジナルの作品を多数含む点においても、「仮御手鑑」は、連歌に造詣が深かった初代藩主秀元、堂上歌壇に接した3代藩主綱元、俳諧や狂歌でも名を成した11代藩主元義、近代の宮中歌会始で講師をつとめた元敏等を輩出した、長府毛利家旧蔵の手鑑として相応しいものであるといえる。

やまと絵が描かれた色紙12点（絵部分が散逸した2点を含む）は、歌句に合わせた画題を京の絵師等に別注したもので、「仮御手鑑」に所収できる大きさを歌句の料紙、やまと絵部分の色紙に合わせて作品を詠えた、手の凝ったものである。

以上、「仮御手鑑」及び「仮御手鑑入記御根帳」は、長府藩のもとで作られた手鑑及びその目録である。安永2年に作成されたものの、「仮御手鑑」の名が示すとおり、藩主に披露することが適わなかった手鑑であり、長府藩における手鑑の作成過程を示す好例である。

所収する短冊や切は、全体として質が高く、大内氏関連の短冊45点は、大内氏の文化活動の一端を垣間見ることができる格好の資料である。

また、中近世の歌人の新出歌句を多く含む点でも、文化人を多数輩出した長府毛利家の旧蔵として相応しいものである。これらの歌句に関わる研究は、「仮御手鑑」が山口県指定文化財に指定され、広く知られることによって、さらに深化していくものと期待される。

このように、「仮御手鑑」及び「仮御手鑑入記御根帳」は、中世の大内氏や近世の長府藩の文化活動を知る上で貴重なものであり、また、今後の古筆研究に寄与することが期待されるものであることから、山口県指定文化財として相応しいものである。

[ 参 考 ]

○県指定文化財件数

種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	29
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	9
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	16
無形文化財	3	
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	356	

○近年の県指定有形文化財（書跡のみ）

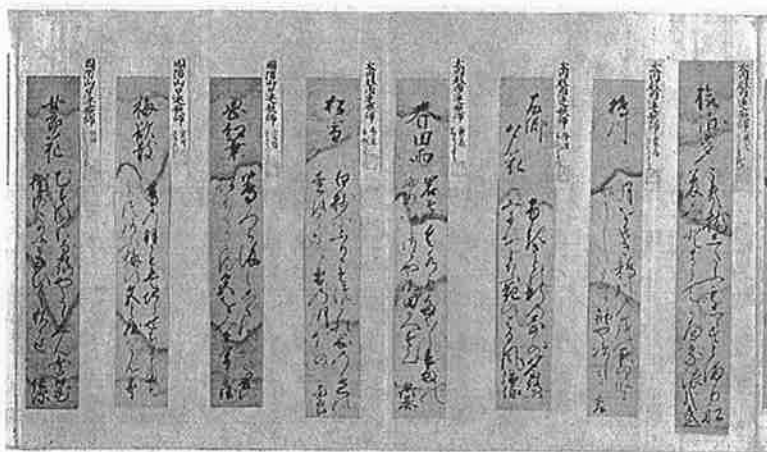
文化財名	市町	指定年月日
石屏子介禅師墨蹟	萩市	昭和 50. 3. 22
手鑑	山口市	昭和 53. 3. 22
紺紙金泥法華経	山口市	昭和 53. 12. 22
手鑑「筆陳」	下関市	平成 23. 2. 8
手鑑「多々良の麻佐古」	山口市	令和元. 12. 6

○近年の県指定文化財（過去5年）

文化財名	市町	指定年月日
銅印「印文「三川私印」	山口市	平成 27. 3. 6
木造四天王立像	長門市	平成 27. 12. 18
紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図	山口市	平成 29. 5. 9
絹本着色仏涅槃図	防府市	平成 30. 3. 2
竜王山のハマセンダン	山陽小野田市	平成 30. 3. 2
萩焼（追加認定）大和祐二・新庄貞嗣	山口市、長門市	平成 30. 9. 11
赤間硯（追加認定）日枝敏夫	宇部市	平成 30. 9. 11
手鑑「多々良の麻佐古」	山口市	令和元. 12. 6



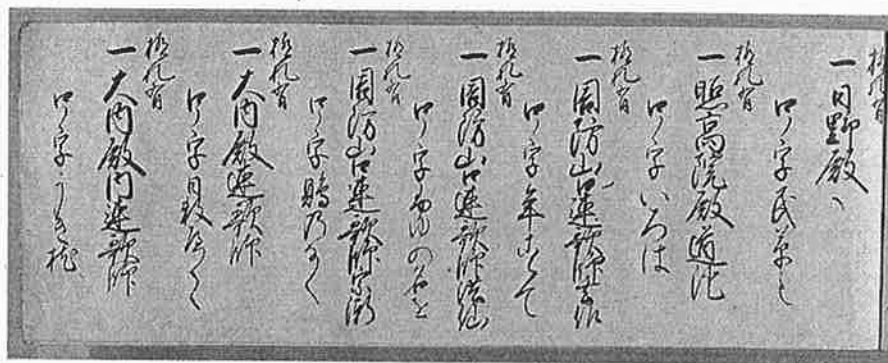
手鑑「仮御手鑑」 表紙



大内義隆主催の和歌会で詠まれた和歌



仮御手鑑入記御根帳



## 令和3年度教育委員会事務局等の組織改正について

### 1 基本的な考え方

県が進める行財政構造改革の取組を教育委員会においても着実に推進するため、簡素で効率的な体制整備に努める一方、「山口県教育振興基本計画」に掲げる重点施策の具現化や新たな課題への対応に向けては、集中的な職員配置を行い、組織力の強化を図る。

### 2 主要事項

#### ◆ 山口県乳幼児の育ちと学び支援センターの設置

「山口県新たな時代の人づくり推進方針」の策定(令和3年3月予定)を契機に、乳幼児期における教育・保育の質の向上を図るため、公私や施設類型の区別なく、幼児教育の内容・指導方法等に関する保育者への研修や調査研究、幼児教育施設に対する指導・助言・情報提供等の施策を総合的に実施する拠点として、新たに「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を設置する。

乳幼児の育ちと学び支援センターは、義務教育課の出先機関として設置し、知事部局と連携して、幼児教育・保育に係る「保育者に対する研修」や「幼児教育施設に対する指導・助言」等を一元的に実施する。

